

一般行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによってその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 11 月 1 日～ 令和 10 年 10 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 12 日以上にする。

<対策>

- 令和 5 年 11 月～ 管理職から取得を促す
- 令和 6 年 3 月～ 社員への周知と取得しやすい環境づくり
- 令和 8 年 8 月～ 完全実施

目標 2：二次健診を特別休暇扱いにすることにより受診しやすくし、すべての社員が心身ともに健康でいきいきと働く事ができる職場環境づくりを目指す。

<対策>

- 令和 5 年 11 月～ 受診しやすい環境づくり
- 令和 6 年 3 月～ 社員への二次健診、健康管理の呼びかけ
- 令和 8 年 8 月～ 完全実施